

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第七四号)(先議)要旨

本法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、監獄法等の特例

1 行刑施設における施設の警備その他の収容及び処遇に関する事務の一部を一定の要件を満たす民間事業者に委託することを認める。

2 行刑施設内に設けられた診療所等の管理を公的医療機関に委託し、地域住民に対する医療を提供するために当該診療設備等を利用することを認める。

二、私立学校法の特例

地方公共団体と学校法人との連携及び協力に基づき教育を実施する公私協力学校の設置に当たり、当該地方公共団体が、公私協力学校に必要な施設設備について支援を行うこと等を前提に、所轄庁は、当該学校法人の設立に係る寄附行為の認可に際し、資産要件の審査を行わないものとする。

三、 施行期日

この法律は、平成十七年十月一日から施行する。